



中野区立武蔵台小学校

「学校いじめ防止基本方針」

平成27年4月

(平成29年4月改訂)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために本基本方針を策定する。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

なお、本基本方針におけるいじめの定義は法第2条の規定に準ずる。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ対策委員会」へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 本校の基本姿勢

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

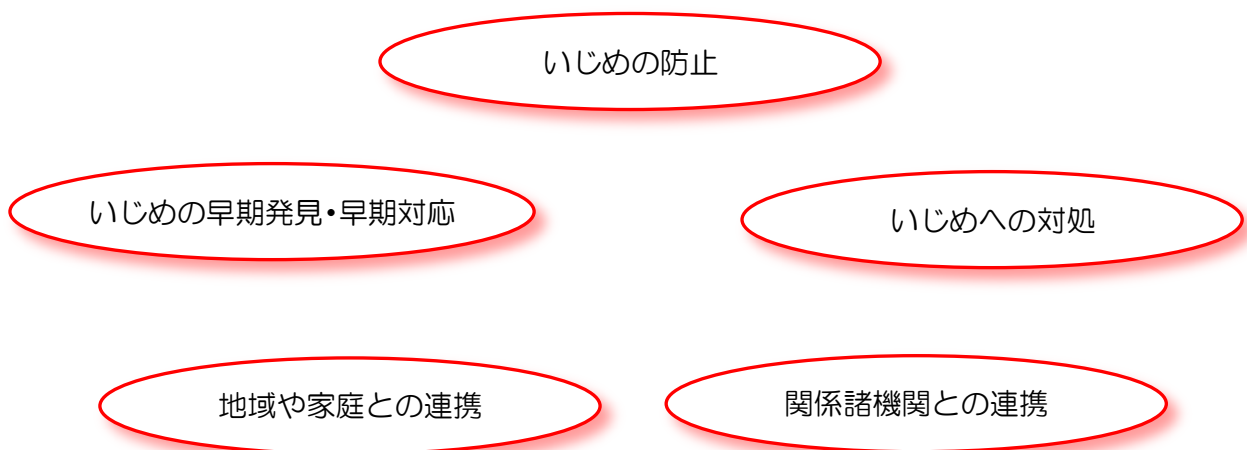
いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るとの意識をもち、全教職員がその責任と役割を自覚し、組織的に対応する。

また、保護者、地域、関係諸機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、解決に導く。

2 基本方針の基本的な考え方

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うと共に、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するため、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修などについて、以下の5つの視点を基に取組む。



3 学校の取組

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため「いじめ対策委員会」を設置し、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者で構成する。

当委員会は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる以下の役割を担う。

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割（いじめ未然防止）
- ◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割（いじめの早期発見）
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割（いじめの早期発見・事案対処）
- ◇ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめ被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

重大事態が発生した場合は、本委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて校長の判断により適切な専門家を加え、中野区教育委員会が設置する「いじめ等対応支援特別委員会」と連携・協力する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

いじめの傍観者とならず、相談や報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

ア 人権尊重の精神を基盤として全教育活動に取り組み、人権教育や道徳教育の全体計画・年間指導計画に基づき心の教育の充実を図るとともに規範意識を育む。

- ・保護者や地域と連携し、道徳授業を核として、全教師と児童および児童相互の人間関係を深めながら、全教育活動を通して生命や人権等を尊重する態度を育成し、人間として心豊かに生きようとする道徳的実践力を培う。
- ・道徳授業地区公開講座をはじめ、交流活動や自然体験活動など、道徳的価値観の形成を図る活動を通して、児童の内面に根ざす道徳性の育成に努める。
- ・人権教育推進月間を設定し、自他を大切に教育に重点的に取り組む。

イ 学年間や異学年（たてわり班活動）での交流活動など、かかわりの中で豊かな心の育成を推進するとともに、集団生活の基本的な約束を身に付けさせながら、認め合い、協力し合う集団づくりを進める。

- ・たてわり班活動を通して、異学年で互いに協力し助け合いながらよりよい学校生活を築けるようにする。
- ・望ましい集団活動を通して、一人一人が互いに認め合う自主的・実践的な態度をもてるようにするとともに、相互のよさを活動に生かせるように努める。
- ・コミュニケーション能力の育成を図り、自己および他者の大切さに気付き、積極的に他者とかがわろうとする態度を育てる。

ウ 発達段階に応じた系統的な情報モラル講習会を4年生以上で実施し、情報に関するモラルや規範意識をもたせるとともに、児童が自ら考え判断し行動できるよう指導し、家庭と連携して健全育成に努める。また、本校のSNS学校ルールを周知するとともに、SNS家庭ルールの内容について情報を提供し、共有化を図ることで作成率・遵守率を高める。

エ 児童の発達段階に応じた適切な資料等を用いていじめに関する指導を実施する。

- ・「正しく使おう！インターネット～ルールとマナー～」
- ・「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」
- ・「STOP！それは犯罪だと気付いていますか」
- ・人権教育ビデオ教材の活用（東京都教職員研修センター所蔵のDVDなど）

オ あいさつ、言葉遣い、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の習得や発達段階に応じた食育と保健指導により心身の健康の保持増進を図る。

カ 自尊感情を高める学習活動や学級活動，学年・学校行事

- ・授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者とかがわる機会を工夫し、互いの違いを認め合う仲間づくりに取り組む。そして、「認められた」「人の役に立った」という経験や、教職員の温かい言葉かけにより「認められた」という自己肯定感を育てる。

児童の自尊感情を高める言葉

- 「それはいいところに気が付いたね」
- 「あの時立派だったよ。すごいね。」
- 「ああすることはとても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢は素晴らしいね。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごいね。先生もうれしいよ。」
- 「〇〇さんは、友達のことが思いやれて素敵だね。」

② 児童の主体的な活動の促進

- ア 児童会によるいじめ防止の啓発活動（全校朝会での呼びかけや劇など）
- イ いじめ防止に関するポスターの作成・掲示
- ウ いじめ防止標語の作成・掲示
- エ 年間をとおしたあいさつ運動の実施

③ 教職員の指導力の向上

研修等により、年間を通して教職員は常に人権感覚の向上と指導力の向上に努める。

- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」
- ・いじめ防止教材「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」（DVD）
- ・スクールカウンセラーを講師とした研修
- ・年2回の生活指導全体会，週1回の生活指導夕会，月1回の情報共有会（低中高別）での児童の情報と指導法の共有
- ・いじめのサインを見逃さない

こんな様子が見られるようになったら

- 遅刻・欠席が増える
- 教室に入りたがらない
- 急に学習への意欲を失う
- 当番活動や休み時間に一人での場面が多い
- 休み時間は、職員室や保健室、ホットルームの近くにいる
- 紛失物が多くなる
- 持ち物や掲示板にいたずら書きが増える
- 給食を食べ残すことが多くなる
- からかわれることが多くなる
- 遊びの仲間に入れない
- 表情が暗くなる
- 仕事を押し付けられる
- ケガやキズが多くなる

迅速な対応を心がける

- 当該児童の様子を注意深く見守る
- 自然な声かけを行い、教師との人間関係を築く
- 親身になって本人から話を聞き出す
- 他の教職員からの情報を収集すると同時に、児童の様子を観察してもらう
- 様子がおかしい場合は、初期の段階から管理職に報告する
- 速やかに家庭と連絡をとる
- スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携を図る
- 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を気付くための指導を取り入れる

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① 定期的ないじめの実態把握

- ・毎朝の健康観察や体育の着替え、教室移動時に児童の様子を把握する。
 - ・授業中の特にグループづくりやグループ活動、発表、資料配布時などに児童の様子を把握する。
 - ・休み時間の校庭や室内での遊び（特にグループ遊び）の児童の様子を把握する。
 - ・ふれあい（いじめ防止強化）月間における年3回（6、11、2月）の質問紙法による調査を実施する。
 - ・本校独自に観点を絞った年7回の調査を実施する。アンケートに「先生たちはいじめを絶対にゆるさない」ということを明記し、毎回、実施前に児童に読んで伝える。
- 4月 ：ふれあい月間アンケートに準ずる
5月・10月：悪口・無視や仲間はずれ＋たたかれる・蹴られる
7月・12月：悪口・無視や仲間はずれ＋金品・隠される・壊される
9月・1月：悪口・無視や仲間はずれ＋嫌なこと・恥ずかしいこと・ネットいじめ

② 教育相談の充実

スクールカウンセラーや本区の心の教室相談員、巡回相談員等との連携を密にしながら全教職員で年間を通していじめ未然防止等に全力で取り組む。

- ・教育相談室を常設し、スクールカウンセラーと心の教室相談員が使用する。相談内容は文書にて学校に報告し、教員と内容を共有する。
- ・スクールカウンセラーと心の教室相談員の勤務日や勤務時間を調整し、相談日数を最大に設定する。また、毎月の相談日時を全児童に配布するとともに教育相談室入口や教室等に掲示する。
- ・教員が教育相談室に在室して話を聞く「児童だれでも相談日」を設定する。
- ・スクールカウンセラーによる5年全児童の相談を実施する。
- ・必要に応じて学校生活についての調査を行い、必要な児童に面談を実施する。また、教員が児童の面談を要請する。
- ・教室での授業や休み時間、給食時の様子など、適宜児童の様子を観察する。
- ・スクールカウンセラーと巡回相談員は情報共有を図り、有効な支援を策定する。
- ・スクールカウンセラーは校内委員会に参加する。

③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

ア 保護者との連携強化と啓発の促進

- ・ふれあい月間の周知と取組に関する情報発信
- ・保護者会時のいじめ防止教材DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」の活用
- ・本校、本区、都の教育相談体制の周知
- ・情報モラル講習会への参加の推進（土曜授業・学校公開日における実施）
- ・SNS学校ルールの周知とSNS家庭ルールの作成・遵守の働きかけ
- ・PTA活動における学校行事への参加、日常的な学校公開の実施

イ 幼保小連携，小中連携教育，地域の人々との交流活動や地域の人材を活用した教育活動等とおして，児童の道徳性や豊かな人間性を培うとともに，地域で学ぶ児童への一貫した成長支援・育成に取り組む。また，高齢者や地域の人々とのふれあいをとおして，福祉教育・環境教育・国際理解教育等を総合的な学習の時間に位置付け，指導の充実を図る。

- ・北中野中学校，上鷺宮小学校，かみさぎ幼稚園，西鷺宮保育園など
- ・かみさぎ学童クラブ，キッズ・プラザ武蔵台など
- ・青少年育成上鷺宮地区委員会
- ・かみさぎことぶき会（学校支援ボランティア）
- ・体験学習における地域人材

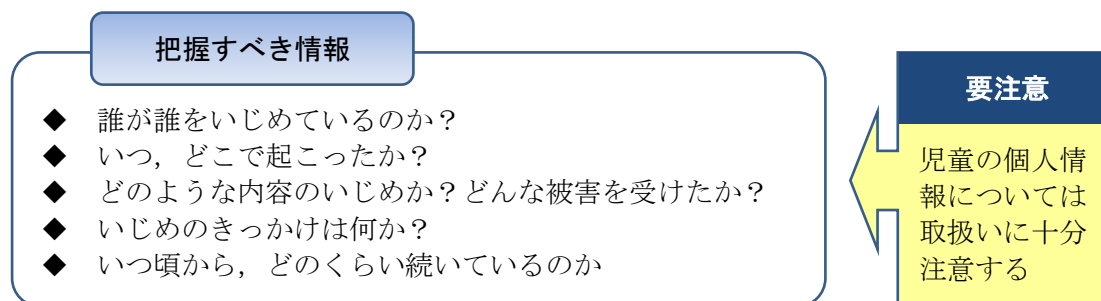
(4) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害児童を守り通すとともに，加害児童に対しては，当該児童の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○ 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては，いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじている児童から聞き取るとともに，周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て，正確に把握する。また，保護者対応は，複数の教職員で行い，事実に基づいて丁寧に対応する。

短時間で正確な事実関係を把握するため，複数の教職員で対応することを原則とし，管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。



① いじめられる側の児童への支援

ア 「本校の基本姿勢」に基づき，いじめられる側の児童に寄り添い，事実関係を丁寧に聴取する。

- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど，自尊感情を高めるよう留意する。
- ・児童の個人情報等の取扱い等，プライバシーには十分留意してその後の対応を行う。
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員と協力し，児童に心理的負担を与えないよう配慮する。

イ 保護者と一体となり，支援を行う。

- ・迅速に保護者に事実関係を報告し，いじめられる側の安全の確保に努め，できる限り不安を除去するなど今後の対応を説明する。
- ・いじめられる側の児童および保護者にとって信頼できる人と連携し，いじめられる側に寄り添い支える体制をつくる。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

ア いじめる側の児童に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした指導を徹底する。

- ・状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
- ・暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。
- ・いじめは人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめられた児童の心の傷への思いを風化させることなく、生活改善への意識を高める。

イ いじめの背景をとらえ、いじめる側の児童の安全・安心・健全な人格の発達に配慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携の下、心のケアとともに、必要な支援を実施する。

ウ いじめる側の保護者と一体となり、いじめの改善に努める。

- ・該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげる。
- ・区や学校の基本姿勢を繰り返し指導するなど、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行う。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

いじめの周囲の児童には、見て見ぬふりをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じことを理解させるとともに、だれかにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

- ・いじめを知らせた児童には、守り通すことを伝える。
- ・全教職員で情報共有した上で見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

ア 日頃からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図り、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を活用し、機動的かつ組織的に対応する。

- ・いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側の児童といじめる側の児童、他の児童との関係の修復を得て、いじめられる側の児童が健康かつ安心して登校でき、双方の当事者やまわりの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するとの認識を、教職員全体で共通理解した上で、その対応に一丸となって努める。

イ いじめを把握した場合、本基本方針に基づき、いじめ対策委員会を核とし、対応にあたる。

- ・迅速に会議を開催し、情報の収集や情報の共有を行い、教職員で役割を分担して、いじめられた児童や保護者への支援やいじめた児童、保護者への指導・助言、関係する児童への心のケアを行う。
- ・校内巡視等を積極的に行い、児童の変化を早期に発見するよう努める。また、教職員全員で見守っているというメッセージを児童や保護者に伝える。

ウ いじめであるかどうかの判断はいじめ対策委員会で行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図る。

- ・いじめの疑いがある行為は、早い段階から教職員等が関わりをもち、いじめられた児童およびいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

ア いじめられる側の児童を守るため、早期に対応する。

- ・書き込まれている内容に関する情報等の事実確認を行う。そのために、必要な情報（URLやID）を早急に入手する。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除をサイト運営会社に要請する。
- ・削除等を要請する措置に関する相談窓口、違法な情報発信停止や情報の削除の手続きの方法等を児童および保護者に情報提供する。
- ・得た情報・画面・動画は保存しておく。（プリントスクリーンや印刷も含む。）

イ 教職員全体でインターネット上でのいじめに関する理解を図り、いじめ対策委員会を活用し、機動的かつ組織的に対応する。「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」（東京都教育委員会）を理解し活用する。

- ・いじめる側の児童への指導については、事実確認を行った上、書き込み内容が法律に違反することを十分に理解させ、適切に指導する。
- ・いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。
- ・いじめの周囲の児童には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。
- ・保護者からの情報提供に対しては、事実を把握している人物の有無、書き込み内容に関する情報等の事実確認を行い、学校として適切に対応することを伝える。

ウ 常に新しい情報を収集・入手する。「インターネットトラブル事例集」や「インターネットトラブル事例解説集」（総務省）を活用し、実際に身近に起きたトラブルを理解して予防法・対処方法を身に付ける。

- ・SNSやプロフ、ブログ、動画共有サイト、アプリなど子供が関心を持っているサービスを実際に閲覧・利用し、内容をチェックしてみる。

⑥ 校種間及び関係機関との一層の連携

ア 幼保小連携・小中連携教育の視点を踏まえ、卒業（園）時等における的確な情報伝達を行うとともに、その後も適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報伝達を行う。

イ 子ども家庭支援センターや本区教育相談室における適応指導教室（フリーステップ・ルーム）、学童クラブや児童館、キッズプラザ、校庭・体育館開放事業、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報交換を継続的に行う。

(5) 重大事態への対処

① 区教育委員会への報告と連携

・重大事態が発生した場合には、直ちに区教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。

② 被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底

③ 被害の児童への緊急避難措置の検討，実施

④ 加害の児童への懲戒や出席停止の検討

⑤ 警察への相談・通報や児童相談所等との連携

⑥ 区教育委員会が設置するいじめ等対応支援特別委員会との連携・協力

【重大事態の意味について】

第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【調査について】

調査は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて学校主体で行うことを基本とする。しかし、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと区教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、区教育委員会において調査を実施する。

(6) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 本基本方針の点検・見直し

本基本方針が本校の実情に即して機能しているかを点検し，必要に応じて見直す。

② 定期的ないじめに関する調査

定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し，いじめ未然防止に役立てるとともに，組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組む。

③ 学校評価を通じた教職員による評価および改善

いじめに関しての取組や対応の状況について，自己評価および学校関係者評価を実施し，その結果を基に改善する。

4 付則

附則（平成27年4月22日付け27中武台小教第13号）

平成26年4月「武蔵台小学校 いじめ防止基本方針」を全面改訂し，この中野区立武蔵台小学校「学校いじめ防止基本方針」は平成27年4月22日から施行する。

（平成28年4月1日付け28中武台小教第1号 一部改正・施行）

（平成29年4月26日付け29中武台小教第16号 一部改正・施行）